

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十四号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二自動車税事務所の項の次に次のように加える

なら歴史芸術 文化村	村長 副村長 総務運営課長
---------------	---------------

附 則

この規則は、令和四年三月二十一日から施行する。